

蒲郡市公告第 1 0 3 号

入札後資格確認型一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 8 月 1 7 日

蒲郡市長 鈴木 寿 明

1 入札に付する事項

- (1) 件名
自動販売機設置に係る行政財産の貸付
- (2) 貸付物件

貸付物件番号	施設名	所在地	貸付面積(上限)	貸付区分	最低貸付価格	備考
1	市営丸山住宅	蒲郡市大塚町丸山 60 番地	幅 2,000mm×奥行 1,000mm	土地	4,800 円(税込)	
2	市営北浜住宅	蒲郡市形原町北浜 9 番地	幅 2,000mm×奥行 1,000mm	土地	4,800 円(税込)	

ア 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。

- (3) 貸付期間
令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで
- (4) 用途の指定
入札説明書の定めるところにより、自動販売機（清涼飲料水等）の設置のために使用しなくてはなりません。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に掲げられた者でないこと。
- (2) 過去 2 年間に於いて、令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号の規定に該当したことがない者であること。
- (3) 愛知県内において、法人にあっては本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては事業を営んでいること。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、蒲郡市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 2 年以上の実績を

有していること。

- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 蒲郡市に対し納税義務がある者にあつては、市税等を滞納している者でないこと。

3 契約条項を示す場所

蒲郡市役所 建設部 建築住宅課（本館 3階）

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時
令和8年9月1日（火）午前10時
- (2) 場所
蒲郡市役所 本館3階 304会議室

5 入札参加申込み手続き

- (1) 受付期間
令和8年8月17日（月）から令和8年8月28日（金）まで（土曜日・日曜日を除く）の午前9時から午後4時30分まで
- (2) 受付場所
蒲郡市建設部建築住宅課（蒲郡市役所 本館3階）
- (3) 提出方法
蒲郡市建設部建築住宅課に競争入札参加申込書をFAX、Eメールまたは持参により提出する。ただし、上記の受付期間内必着とする。

6 質問書及び回答

- (1) 受付期間
令和8年8月17日（月）から令和8年8月27日（木）まで（土曜日・日曜日を除く）の午前9時から午後4時30分まで
- (2) 提出方法
蒲郡市建設部建築住宅課に質問書をFAX、Eメールまたは持参により

提出する。ただし、上記の受付期間内必着とする。

(3) 質問者への回答

質問者に対し電話等で令和8年8月28日（金）までに個別に回答する。

7 入札保証金

免除

8 契約書作成の要否

要

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、下記8(2)の提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 落札者の決定方法

開札の結果、最低貸付価格（年額）以上で最高価格（年額）の入札を行った者を落札候補者とし、後日資格審査を行った上で決定する。なお、落札者となる同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

(2) 入札参加資格の確認

落札候補者となった者は、蒲郡市が指定する期日までに次の提出書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

＜法人の場合＞…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

＜個人の場合＞…住民票の写し

ウ 蒲郡市税等の未納がないことの証明書 ※該当者のみ

＜法人の場合＞…蒲郡市内に本店、支店又は営業所がある者

＜個人の場合＞…蒲郡市内に在住している者

エ 入札公告の日から過去2年以内に、自らが管理・運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は、行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市との賃貸契約書、本市施設の指定管理者との契約書又は都市公園施設設置許可書がある場合は、それらの写し。）

(3) その他

その他詳細は、入札説明書による。